

# 事業者の皆さまへ（事業系ごみの出し方について）

事業所・お店から出されるごみ（事業系ごみ）は、

## 少量であってもごみステーションに出すことはできません！

店舗兼住宅の場合は、家庭系ごみと事業系ごみにきちんと分ける必要があります。

事業系ごみは、その品目によって、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分かれ、それぞれ処分先が異なります。

### ● 事業系ごみの処理方法

#### ① 事業系一般廃棄物

一般廃棄物収集運搬許可業者に収集委託する（有料）、又は事業者が自分で直接処理施設へ搬入することになります。

事業系一般廃棄物処理施設	取扱品目	処理料金	受付時間・休業日
須賀川地方衛生センター	商店、事務所、飲食店等から出される生ごみ、紙くず、ダンボールなど	100円／10kg （税込）	午前8時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時 ※土・日曜日・年末年始は休業

#### ② 産業廃棄物（上記取扱品目以外の事業系ごみ）

産業廃棄物は、県から許可を受けた民間処理施設で処理することになりますので、産業廃棄物収集運搬許可業者に収集委託する（有料）、又は自分で直接処理施設へ搬入することになります。

### ● お問い合わせ先

- ・ 事業系一般廃棄物に関すること 須賀川市役所環境課 ☎ 88-9129  
須賀川地方衛生センター ☎ 73-4515
- ・ 産業廃棄物に関すること 福島県県中地方振興局環境課 ☎ 024-935-1502